

消費者教育推進地区便り

第6号 2016.7

南部学区の皆さま、こんにちは。静岡市消費生活センターです。

5月6日から6月3日にかけて平成28年度第1回目の戸別訪問をさせていただきました。

今回は消費者教育推進員的那須野が、皆様の消費者被害の体験をお聞きするとともに、「熊本地震に便乗した義援金詐欺」への注意喚起や、送り付け商法への対処法、「『待て!』は最大の防御」のチラシを配布しながら、契約する時やお金を振り込む時は本当に必要なものなのかなどをよく考えることや、自分だけで判断せず、周りの人の意見を聞くことの大切さをお話しました。お忙しい中、お時間をいただきありがとうございました。

皆様の声をご紹介します。

業者から布団の修理を勧める電話が掛かってきた。直してもらいたい布団があったので修理を依頼した。家に来た業者は布団を直すのではなく、新しい布団を買うように勧めてきた。新しい布団は90万円で、古い布団を30万円で引き取ると言った。「いらない」と断ったが、業者はなかなか帰らなかった。

電話は留守番電話にしています。玄関にはモニターをつけて来訪者を確認しています。訪問販売業者や知らない人の訪問は無視しています。

光回線の勧誘の電話がよく掛かってきます。料金が安くなると言っていますが本当でしょうか。よくわからないので断っています。

この頃は、振込め詐欺の電話も掛かってこないし、訪問販売も来ません。

悪質業者は忘れた頃をねらってきます。注意はおこたらずに。

「封書が届いていますか。それを5万円で買い取りますから取っておいてください」という電話がきたことがあります。気持ちが悪いので「もう捨てた」と言いました。

悪質業者からの電話は、一旦出てしまうと切りにくいものです。「通話録音装置」や「着信拒否装置」などの機器を利用すると悪質業者からの電話を受けられる機会を減らすことができます。



市では**65歳以上の高齢者**で通話録音装置等を購入した方に補助金を支給します。詳しくは**広報しずおか7月号**をご覧ください。

必要がなければ、きっぱり断りましょう。契約する場合は、わかるまで説明を求め、納得してから契約しましょう。

「お金をあげます」「簡単にもうかります」は詐欺です。

悪質業者は、手口を変えてつぎつぎとねらってきます。「自分は大丈夫」ではなく「だまされるかもしれない」ということが被害防止につながります。





夏の省エネを考えよう！



みんなで目指そう！「消費者市民社会」

消費者市民社会とは「消費者が自分たちの消費行動により、公正で持続可能な社会を実現していく社会」です。エネルギー消費量の増大や地球温暖化などに対する問題意識を持ち、省エネに取り組むことは消費者市民としての行動につながります。夏の省エネ対策のアイデアをあげてみました。一人ひとりの力は小さくても、皆で取り組めば大きな力になります。皆さん、できるところから始めてみてください！

リビングから



- ・遮光カーテン、グリーンカーテン、すだれ、よしずなどで直射日光をさえぎりましょう。



- ・音量や画面の明るさを調整しましょう。
- ・見ていないときは消しましょう



- ・フィルターの掃除はこまめに。
- ・設定温度は28℃が目安です。
- ・扇風機を併用するとよいでしょう。

キッチンから



- ・お湯の温度は38℃で油污れも十分におちます。
- ・油污れはボロ布や新聞紙などでふきとってから洗いましょう。



- ・物をつめこみすぎない。
- ・開閉回数を少なく、開閉時間を短くしましょう。
- ・古い冷蔵庫は電力を多く使います。思いきって買い換えるのも良いでしょう。



- ・保温時間は4時間を目安に。それ以上、長く保温する時は電子レンジで温め直した方が省エネになります。
- ・7～8時間保温するなら2回に分けて炊いたほうが省エネになります。(機種により違いがあります。)

お風呂から



- ・汗をさっと流すだけの時や一人の時は、シャワーを利用するとよいでしょう。
- ・シャワーを使う時は、流しっぱなしにしない。シャワーを18分使うと、お風呂1杯分になります。

消費者教育推進地区「南部学区」 消費者教育推進員の戸別訪問計画

消費者教育推進員的那須野が、今年度第2回目の戸別訪問を下記の日程で行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。
天候等により訪問日が前後することもありますので、ご了承ください。

	期 間	町内会名
第 2 回	7/1(金)、4(月)、5(火)	南八幡町1区
		南八幡町2区
	7/6(水)、8(金)、11(月)	中田三・四丁目
	7/13(水)、15(金)、19(火)	石田一丁目
	7/20(水)、22(金)、25(月)	石田中
	7/26(火)、27(水)、29(金)	登呂六丁目
	8/1(月)、2(火)、3(水)	登呂本町

午前9時30分～午後4時30分に訪問する予定です。

《くらしの安全》 経年劣化した扇風機にご注意！

扇風機、照明器具、換気扇、エアコン等の家電製品の経年劣化に起因する事故が報告され、火災も発生しています。このうち最も事故が多かったのが扇風機です。

＜長期間使っている扇風機で次のような症状が見られたら、すぐに使用を中止してください。＞

- スイッチを入れてもファンが回らない
- ファンが回っても異常に回転が遅い又は不規則
- ファンが回るときに異常な音がする
- モーター部分が異常に熱い又は焦げ臭いにおいがする



ワンクリック請求

に注意！

パソコンなどで、無料動画サイトを見ようとしてクリックを繰り返していたら、いつの間にかアダルトサイトに接続してしまい、勝手に登録されて高額料金を請求されるというのが**ワンクリック請求**です。パソコンを再起動しても請求画面が消えない場合もあります。請求画面には、請求額と併せて「退会はこちら」「誤操作の方はこちら」などのボタンが用意されています。これらのボタンをクリックすると、電話やメールで連絡するように案内されますが、**決して連絡をしない**ようにしましょう。相手に連絡をすると強く支払いを迫られるだけでなく、相手に自分の電話番号などの**個人情報**を伝えてしまうことになります。

被害にあわないためには

- ・アダルトサイト等は、無料だと思っけていても全く別の有料サイトに誘導されることがあります。**画面をよく確認**しましょう。
- ・年齢確認や利用規約への同意の画面で**安易にボタンをクリックしない**ようにしましょう。
- ・未成年者がいる家庭では「**フィルタリングソフト**」を利用しましょう。
- ・「**確認画面**」「**訂正画面**」がなかった場合には、**契約が有効に成立しているとは言えません**。**相手からの請求は無視して、連絡せず、決してお金を支払わない**ようにしましょう。
- ・アダルトサイトとのトラブルの解決をうたった、「消費生活センター」と似た相談窓口にご相談して解決費用を請求されたという相談も寄せられています。
公的な相談窓口では、相談に際して、通話料金等以外の費用が発生することはありません。

ミニ講座 《消費者力をつけましょう》 クーリング・オフ その6

業務提供誘引販売取引(内職商法・サイドビジネス商法)

「副収入になる」「簡単な仕事で高収入」といった言葉で誘い、仕事をする前に必要だからと、高額な教材やパソコン、パソコンソフトなどを購入させられますが、実際には説明と違ってほとんど収入が得られません。

契約書面を受け取った日から20日間はクーリング・オフができます。
「確実に高収入が見込める」などという業者のセールストークをうのみにせず、仕事を紹介する前に、教材等の購入が条件になっている契約は慎重にしましょう。
トラブルにあったら、すぐに消費生活センターにご相談ください。

発行 静岡市消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
消費生活に関する相談は、054-221-1056まで
(専門の相談員による相談時間：平日9時～16時)
くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054まで